

宿泊約款

寺田倉庫株式会社（以下「当社」といいます）が提供する施設（以下「当施設」といいます）をご利用になる方（以下「宿泊客」といいます）は、以下に定める「宿泊約款」（以下「本規約」といいます）に同意のうえ、ご利用頂くものとします。

第1条 本約款の適用

1. 当社が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、本約款の定めるところによるものとし、本約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当社が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

1. 当社に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当社に申し出ていただきます。
 - 1) 宿泊者名
 - 2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - 3) 宿泊料金
 - 4) その他当社が必要と認める事項
2. 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当社はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は当社が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当社が承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当社が定める申込金を当社が指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事が生じたときは違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当社が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当社がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当社は契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当社が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 宿泊契約締結の拒否

1. 当社は次に掲げる場合において宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - 1) 宿泊の申込みが本約款によらないとき。
 - 2) 宿泊しようとする日が満室のとき
 - 3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - 4) 宿泊しようとする者が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - 同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - 5) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 7) 天災、地変、火災、ストライキ、戦争、内乱、疫病・感染症の流行、法令・規則の制定・改廃、不測の事故、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないと当社が判断したとき。
 - 8) 東京都旅館業法施行条例第5条第5条の規定する場合に該当するとき。
 - 9) 天候不良のため又は天候不良が予想されるため宿泊者の安全確保が難しいと当社が判断したとき。

第6条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は当社に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当社は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当社が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊約款を解除したときを除きます。)は、下記表1・2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当社が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その

特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊約款を解除したときの違約金支払義務について、当社が宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当社は、宿泊者が連絡なしに宿泊当日の午後 9 時（予め到着時間の明示のある時は、その時刻より 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、宿泊契約は解除されたものとみなし処理することがあります。

表 1：申込部屋数 1 室につき発生する違約金（素泊まりの場合）

契約解除の通知を受けた日				
当日又は不泊	3 日～前日	7 日～4 日前	14 日～8 日前	15 日前より以前
100%	100%	50%	20%	-

表 2：申込部屋数 1 室につき発生する違約金（オプション付きの場合）

契約解除の通知を受けた日				
当日又は不泊	3 日～前日	7 日～4 日前	21 日～8 日前	22 日前より以前
100%	100%	50%	20%	-

注 1. %は予約時の宿泊料金等（宿泊料金に限らず、オプション料金等の追加料金も含みます）に対する違約金の比率です。

注 2. 契約日数が短縮した場合はその短縮日数分の違約金を収受します。

第7条 当社の契約解除

1. 当社は第 3 条第 1 項により宿泊契約が成立した場合であっても、次に掲げる場合においては宿泊契約を解除することがあります。

- 1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - 2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - 4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - 7) 東京都旅館業法施行条例第 5 条第 5 条の規定する場合に該当するとき。
 - 8) 当社が指定する場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他、当社が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
 - 9) 宿泊客が利用規約の「撮影・公開について」に違反したことが判明したとき
2. 当社が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条 宿泊の登録

1. 宿泊客は宿泊日当日、当施設のフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
 - 1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - 2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - 3) 出発日及び出発予定時刻
 - 4) その他当社が必要と認める事項
2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等、通貨に代わり得る方法により行おうとするときはあらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。
3. 客室利用は登録された宿泊客に限ります。訪問者の客室への入室はご遠慮願います。

第9条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌日午前 11 時までとします。

ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当社は前項の規定にかかわらず、チェックイン・アウトタイムを超えた場合は下記表 3 の追加料金を申し受けます。

表 3：延長料金

全棟共通 追加料金	
アーリーチェックイン	
～11:59	宿泊料金の 100%
12:00～12:59	宿泊料金の 50%
13:00～14:59	宿泊料金の 30%
レイトアウト	
11:00～12:59	宿泊料金の 30%
13:00～14:59	宿泊料金の 50%
15:00 以降	宿泊料金の 100%

第10条 利用規則の遵守

1. 宿泊客は当施設内においては、当社が当施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条 営業時間

1. 当社の主な施設等の営業時間は、客室内の備付けのパンフレットや各所の掲示等でご案内いたします。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することもあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

第12条 料金の支払い

1. 宿泊客が支払う宿泊料金等は、下記表 4 に掲げるところによります。

表 4：宿泊客が支払うべき総額

	内訳
宿泊料金	① 基本宿泊料（サービス料含む）
追加料金	② 朝食、及びその他のオプション利用料金（サービス料含む）
税金	③ 消費税 ④ 宿泊税

注 1. 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

注 2. 宿泊税はお 1 人様ご一泊の宿泊料金に対する税金です。

- 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨、当社が認めた旅行小切手、宿泊券、クーポン券、クレジットカード、又はこれに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当社が請求した時フロントにおいて行っていただきます。
ただし、個人小切手は取り扱っておりません。
- 当社が宿泊客に客室を提供し使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

第13条 当社の責任

当社は、当社の責めに帰すべき事由により宿泊客に損害を与えたときは、賠償責任を負うものとします。その範囲は直接かつ現実生じた通常損害とし、かつ、発生した損害に関わる宿泊契約に基づき宿泊者が当社に支払った料金（商品の購入にかかる代金を除く。）相当額を上限とします。但し、当社に故意又は重過失があると認められる場合には限定されません。当社は万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

- 当社は宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 当社は前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、当社に故意又は重過失があると認められる場合を除いて、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払います。その補償料は損害賠償額に充当します。

ただし、客室が提供できないことについて当社の責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

第15条 寄託物等の取扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたとき、それが不可抗力である場合を除き、当社はその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については当社がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は最大 10 万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が当施設内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当社の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたとき、当社はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は最大万円を限度としてその損害を賠償します。

第16条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当社に到着した場合は、その到着前に当社が了解したときに限って責任をもって保管し宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合は、当社は原則として所有者からの照会の連絡を待ち、その指示を求めるものとします。所有者の連絡及び指示がない場合並びに所有者が不明な場合は発見から 7 日間経過後に警察に届け出ます。ただし、飲食物・たばこ・雑誌等は発見の翌日に廃棄処分いたします。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当社の責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第17条 駐車場の責任

1. 宿泊客が当社の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず当社は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり当社の故意又は過失によって損害を与えたときに限り、その賠償の責めに任じます。

第18条 宿泊客の責任

1. 宿泊客の故意又は過失により当社が損害を被ったとき（利用規則の違反を含みますがこれに限りません。）は、当該宿泊客は当社に対し、その損害を賠償していただきます。

利用規則

当施設の公共性と安全性を確保するため、当施設をご利用のお客さまには宿泊約款第10条に基づき下記の規則をお守りくださいますようお願いいたします。

1. 客室内で暖房用、炊事用、その他一切の火器はご使用にならないでください。
2. 当施設は全館禁煙です。また、その他火災の原因になるような行為をなさらないでください。
喫煙は当社が指定する場所で行ってください。
3. 美術品、骨董品等の品物はお預かりできません。
4. 当施設の外観を損なうような物を窓側に陳列なさらないでください。
5. ご滞在中の現金、貴重品等の保管は客室内備え付けの貸金庫にお預けください。
6. 館内の諸設備及び諸物品について次の事項をお守りください。
 - 1) その目的以外の用途でご使用にならないでください。
 - 2) 当施設の外へ持ち出さないでください。
 - 3) 他の場所に移動したり、加工したりなさらないでください。
 - 4) 破損する又は破損するおそれがある行為はなさらないでください。
7. 客室は、ご宿泊以外の目的にはご使用にならないでください。
8. 次のような場合は、直ちに当施設のご利用をお断りいたします。
 - 1) 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められるとき。
 - 2) 当施設をご利用の方が心身耗弱、薬品、飲酒による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であったり、他のお客さまに危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められるとき。
 - 3) 館内及び客室内で大声、放歌及び喧騒な行為その他で他者に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたり、また、賭博や公序良俗に反する行為のあったとき。
 - 4) その他上記各事項に類する行為のあるときは、ご利用をお断りします。なお、不審者、不審物等を発見された場合はフロントへご連絡ください。

撮影・公開について

1. 客室内や当施設内において、当社の事前の許可なく、営利目的とした写真や動画又は音声の撮影及び録音はなさらないでください。

2. 私的利用を目的とした写真、動画又は音声の撮影お呼び録音であったとしても、次に該当するものは禁止しております。
 - 1) 他のお客様及び当社並びにその従業員等のプライバシー、肖像権及びその他の権利を侵害する、又は侵害するおそれのあるもの
 - 2) 法令や公序良俗に反する、又は反するおそれがあるもの
 - 3) 有害、わいせつ、暴力的なもの
3. 撮影及び録音においては、次の事項に該当する行為を禁止しております。
 - 1) 当施設の運営を妨げる、又は妨げるおそれがある行為
 - 2) 他のお客様のご利用を妨げる、または妨げるおそれがある行為
 - 3) 他のお客様及び当社に不利益、損害、迷惑を与える、又は与えるおそれがある行為
4. 私的利用の目的に撮影及び録音されたものを Youtube や Instagram 等の SNS に公開する場合は、この「撮影・公開について」とともに、各 SNS の遵守事項をお守りください。
5. この「撮影・公開について」に違反し、又は違反したおそれがあることが発覚した場合、事由の有無にかかわらず、当社にて撮影又は録音記録を確認させていただきます。
6. 本項における撮影及び録音等において、ビデオカメラ、スマートフォン、携帯電話等の機器は問いません。

お願い

当社は、環境への配慮(CO2削減義務)に向けた取り組みを行っておりますので、下記の内容にご協力いただければ幸いです。

- ・ご連泊中の清掃についてご不要な場合はお知らせください。
 - ・客室内アメニティについてご連泊清掃時にご不要なものがございましたらお知らせください。
 - ・客室清掃は、ご一泊の場合は滞在中の清掃はいたしておりません。
 - ・ご連泊の場合は、ご一泊につき清掃は1回とさせていただきます。
- (10:00 より 15:00 まで)

承諾事項

下記の内容をご承諾のうえ、ご宿泊いただくものとします。

- ・当社は、宿泊事業の他、地域活性化事業を行っております。当施設周辺でイベントが行われる場合があります。
- ・船舶を宿泊施設としているため、多少の揺れがあります。
- ・飲食、嘔吐、血液、汚物、体液等により、通常清掃では原状回復できない特別清掃等を要する場合、当社はお客様に賠償金を請求することがあります。